

大潟村最低制限価格制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大潟村が発注する建設工事又は製造の請負の契約を締結する場合において、地方自治法施行令第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合も含む。）の規定に基づき、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格の設定に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(適用対象工事)

第2条 最低制限価格を設定する対象工事は、設計額が2,500万円以上の工事に係る入札に適用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、不適切と認められるときは、この要綱の規定を適用しないことができる。

(最低制限価格の算出)

第3条 最低制限価格は、契約ごとに入札比較価格の10分の7から10分の9の範囲内で契約担当者が次に定める額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算出する。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が入札比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

イ 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額

ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ハ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

ニ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 工事等の性格上、前号の規定により難しいものについては、(1)の算定方法にかかわらず10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合とする。

(3) 現場管理費とは、土木系工事にあつては現場管理費の額、建設系工事については現場経費の額とする。

(4) 直接工事費等の用語の定義については、原則として土木系工事にあつては秋田県土木工事標準積算基準書、建築系工事にあつては秋田県営繕工事積算基準書の例による。

(落札者の決定)

第4条 入札の結果、最低制限価格を下回る価格で入札したものを落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(最低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を適用したときは、入札公告及び指名通知において周知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成20年10月 1日から施行する。

附 則 (平成22年 7月30日 一部改正)

この要綱は平成22年 8月 2日から施行する。